

姫路市火災予防条例の一部改正（案）の概要

1 姫路市火災予防条例について

本条例は、消防法の規定に基づき、①火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、②住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、③指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について、④消防用設備等の技術上の基準の付加について定めるほか、⑤火災に関する警報の発令中における火の使用の制限についてを定めるとともに、本市における火災予防上必要な事項を定めたものです。

2 〈改正1〉林野火災の予防に関する事項について

(1) 改正の背景

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、国は、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書^{※1}を取りまとめました。さらに、本報告書を受け、林野火災予防の実効性向上を図るため、火災の予防上危険な気象状況になった場合に、住民に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、市町村の火災予防条例を制定するにあたり、その基準を示した火災予防条例（例）に位置付けました。

本市でも、林野火災予防のため、国の通知^{※2}をもとに、姫路市火災予防条例の一部を改正するものです。

(2) 主な改正内容（新たに義務を課し、又は権利を制限する内容）

市長は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況と認めるときは、林野火災に関する注意報を発することを定めます。

この注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、姫路市及び神崎郡の区域内にある者は、条例に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこと（努力義務）を定めます。

さらに、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令します。（既存）

【林野火災に関する注意報発令基準例】

- ・降水が少なく、乾燥注意報の発表が続くとき

【発令時における火の使用の制限内容】（姫路市火災予防条例第30条第1号から第5号）

- ・山林、原野等において火入れをしない
- ・煙火を消費しない
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品又その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

3 <改正2> 簡易サウナ設備の基準について

(1) 改正の背景

従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナの基準では規制できない屋外等のテントやバ렐（木樽）サウナ（以下「簡易サウナ設備」という。）が全国で増加していることを受け、国は「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」を開催し、報告書^{※3}を取りまとめました。さらに、本報告書を受け、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」及び「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」が国から令和7年11月に公布されました。^{※4}

また、この省令改正に併せて火災予防条例（例）の一部改正^{※4}が示されたため、姫路市火災予防条例の一部を改正するものです。



(2) 主な改正内容（新たに義務を課し、又は権利を制限する内容）

新たに規定される簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、簡易サウナ設備のある場所に消火器の設置を義務とすることを定めます。（個人が設けるものであっても簡易サウナ設備の基準により薪を熱源とする場合には消火器の設置が必要となることがあります。）

※1 「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」…

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf

※2 「火災予防条例（例）の一部改正について（令和7年消防予第383号）」…

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/683b549a51ca08a2195ff9c1d78c1148b5f54bf1.pdf>

※3 「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」…

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/items/post-154/03/houkokusyo2.pdf

※4 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和7年消防予第444号）」…

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/251122_yobou_2.pdf



※1



※2



※3



※4

4 施行期日

2、3とも 令和8年3月31日（予定）